

# こだいらの自治基本条例 だより

No.1

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

## はじまった!

## 自治基本条例づくり

54人のメンバーが時間を忘れて白熱の討議を続けています。

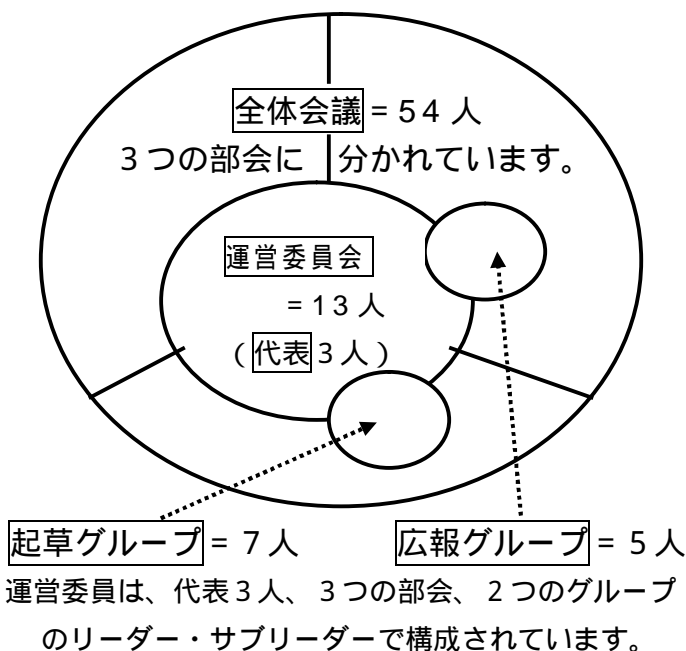
いよいよ、小平市で、自治基本条例をつくるための会議が始まりました。「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」です。市の審議会ではなく、独立した市民の集まりが、市とパートナーシップ協定(裏面に詳細)をむすんで、2月3日に正式発足。現在は、3つの部会に分かれて「自治基本条例ってなに?」「小平市をこんなまちにしたい」「こんな条例にしたい」という話し合いをしているところです。

それにしても、「自治基本条例」ってなんでしょう? 地方自治体を規定している法律は「地方自治法」です。しかし、地方分権の流れの中

で、自分達のまちの決まりは、やはりそこに住んでいる自分達が決めたほうがじっくりくる、自治体の憲法にあたるような「基本条例」を決めておこう、という機運が盛り上がってきたのです。

「市とは」「市民とは」等々、もう一度市民みんなが話し合っ、基本的な決まりを決めようというこの会議に、どうぞ皆さんもご参加ください。ある程度案が形をとってきた段階で地域懇談会も考えています。電話やf a x、メールでのご意見も、どんどんお寄せください。(下記・募集欄)市民の会議もニュースやホームページをつくってなるべく頻繁にお知らせしていきたいと考えています。

## 市民の会議はこんな形ですめています。



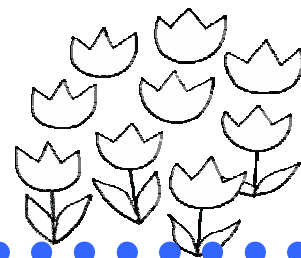
ワークショップのようす

募集

ご意見、条例への思いなどなんでも。  
ひと：これから参加希望の方もどうぞ。  
小平市企画政策部自治基本条例担当へ  
☎042-346-9582 fax 042-346-9513  
e-mail : da0040@city.kodaira.lg.jp  
〒187-8701 小平市小川町 2-1333

## これからの予定

4月から、月2回程度の会議を持ちながら、条例案をまとめていきます。詳しい日程は、市のホームページをご覧ください。事務局にお問い合わせください。会議はどなたでも傍聴できます。申込みは、☎042-346-9582 小平市企画政策部自治基本条例担当へ。



## < どこでも市民・・・できたらいいな >

他県での長い生活を終えて東京に帰ってきたわたしは、整備された玉川上水に驚いた。もっと驚いたのは、学生時代に市議会議員だった人が議員でいたこと。なぜか。

ここ数年間議会傍聴をしているのはその謎に迫るためでもある。傍聴に行くと、同じ空間に市民と議員と市役所の人たちという3種類の人たちがいるように見える。だが、どの人もまず市民であって同時に場面場面で生きているのだと思う。どこにいても市民、どこでも市民だと気がつくことが自治基本条例をつくる出発点ではないだろうか。(T)

(市民の会議メンバーの思いや市民の方達の声を載せていきます。)

市報に写真入りで載りましたのでご存じの方も多いことと思います。市民の会議と小平市とが、「小平市自治基本条例案の策定における相互協力等に関する協定」、いわゆるパートナーシップ協定を、2月3日(土)にむすびました。パートナーシップ協定は、小平市でははじめてのこと。昨年8月に公募に応じて集まった50数名のメンバーが、4ヶ月にわたって、会則、運営形態の検討とともに「あでもない」「こうでもない」と激論を交わした結果完成した協定書です。以下に、協定書の要約を載せますので、お読みください。(なお、全文は小平市ホームページや市役所企画政策部にあります。)

## 小平市自治基本条例案の策定における相互協力等に関する協定

市民の自立した組織である「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」と小平市は、小平市自治基本条例案の策定における相互協力等に関する協定を次のとおり締結する。

1. **目的** 条例案策定にあたり、「市民の会議」と「市」との関係、役割分担、相互協力の内容を定める。
2. **原則** (1) 対等な立場にたって議論や意見交換を行うこと。  
(2) それぞれの自主性を尊重すること。  
(3) 進捗状況について相互に連絡を密にし、互いに調整、協力すること。
3. **役割と責務**
  - (1) 市民の会議の役割と責務  
平成20年3月末日までを目途に案を策定し、市長に提出。地域懇談会等で意見や要望を幅広く集め、市との意見交換を行い、基本条例案を作成。策定の経過・内容・成果などを広く情報公開、情報提供に努める。プライバシーに関する情報は保護に努める。
  - (2) 市の役割と責務  
情報を提供、市民の会議との意見調整、活動に必要な支援、専門家の派遣や調査活動への支援、市は、市民の会議の活動及び基本条例案の広報並びに情報公開に関し、媒体の提供などを通じて協力する。市民の会議の自治基本条例案を議会に提案。
4. **相互の連絡調整** 相互の連絡調整を円滑に行うための体制、運営等に関する調整など適宜協議する。
5. **協定の有効期限** 基本条例案の議会提出まで。
6. **その他** 今後必要なことは、市民の会議と協議の上、協定に加えることができる。

# こだいらの自治基本条例 だより

No.2

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議



## 会議は踊る?! 熱い議論が続いています。

12~3名ずつの3グループに分かれ、いつもかかんがくがく侃侃諤諤と時間延長です。  
テーマは「どんな小平にしたいか」「どんな基本条例にしたいか」の2つです。

3月31日。これまで年明けから4回、語り合ってきたキーワードの整理に挑戦しました。

1グループの話し合いより

<意見>

<キーワード>

- ・文明よりも文化を大切にしたい。いじめや自殺が増えている。お互いの命の尊重を。
- ・小平にいまある水と緑や農風景をこれ以上減らしたくない!
- ・農家に利益が還元できるように、もっと産直の制度を活かしたら?

理念・目的  
心、命、文化、福祉、自然環境(玉川上水、グリーンロード、農風景)・環境権・・・

- 市議会選挙の投票率が低い。もっと関心を持とうよ!
- ・行政に緊張感をもって仕事をしてもらうため、市民が直接チェックするしくみがほしい。
- ・教育委員会に市民が意見を言える場があったらいい。

市政への参加と市民の権利・義務  
市政への参加、チェック、政策立案への参加、市民の負担の認識、審議会等への参加

- 市民ができることは市民がやろう!
- ・団塊の世代をもっと地域に引っ張り出せないか?
- ・商店街をまちの活性化のキーにできないか? 商店街はうまく活かせば“準公共”になりえるのでは。

まちづくり・コミュニティ  
安全安心、地域の人材活用、地域の教育力、商店街を核にまちの活性化・・・

- ・市民の意見がどれだけ反映されたのか、見えるように。
- ・行政をタテ割り組織からプロジェクトチーム型にして、総合的な仕事をしてほしい。
- ・出すべき情報をタイミングよく出す「情報提供」が大切だ。

行財政運営など  
行政の透明化、開かれた行政、柔軟な組織、情報公開

- ・議会の傍聴者が少ない、と言うが、関心はある。なぜ少ないのか考えてほしい。参加しやすい時間帯か? 議論が分かりにくいのでは?
- ・行政は前例がないと変わりにくい。自治を変えるには、まず議会から変えよう!

議会の運営  
分かりやすい議会、面白い議会

親子三代、50年、100年先まで住みたいと思える小平にしたい。そのために、市民と行政・議会が協力し合い、自分たちの行動規範を定めた憲法・自治基本条例をつくりたい。私たち共通の願いです。



● ご意見、条例への思いなどなんでも ● ひと：これから参加希望の方もどうぞ

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax 042-346-9513 e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp

〒187-8701 小平市小川町2-1333

## 「市民の会議」今とこれから

(会議メンバーが2名増えました！ 計56人)

4月は、三鷹市自治基本条例、ニセコ町まちづくり基本条例の読み合わせ、議会についての勉強会をしました。(4/13(金) 4/28(土))

三鷹市自治基本条例は、平成14年10月から検討が始まり、平成17年9月に可決・成立。関連条例の整備を行い、平成18年4月施行。全7章、38条からなります(下記)。

前文、第1章 総則、第2章 市民及び市民自治、第3章 市議会、第4章 執行機関、第5章 市政運営、第6章 参加及び共同、第7章 政府間関係、付則

5月以降は、いよいよ、4つの部会で具体的な条例づくりに入ります。

第1部会：複合的な視点から自治基本条例を考える部会  
(議会、地域コミュニティ、住民投票・オンブズマンなど)

第2部会：行政をキーに自治基本条例を考える部会  
(市長、行財制運営のあり方など)

第3部会：市民をキーに自治基本条例を考える部会  
(市民、市民参加のあり方。情報公開などを含む)

昼間部会：昼間が都合の良いメンバーの部会  
(テーマはメンバー確定後、上記から1つ選ぶ)

これからの大まかな予定 (進み具合で変更の可能性あり)

5月～7月＝部会で討議 月各2回、下記以外は未定。

日程確定日：5/25(金)、6/23(土)いずれも19:00～

7月末～9月＝全体会で討議 骨子案まとめ

日程確定日：7/27(金)19:00～

(気軽に傍聴してください。申込みは、☎042-346-9582へ)

10月後半～ 市民意見交換会開催へ

## 自治基本条例・ミニミニ情報

< 自治基本条例を、もう、つくった町は？ > (2006.6.1 現在)

2003年 宝塚市、清瀬市、羽咋市、杉並区、柏崎、伊丹市、  
東海市、ニセコ町、生野町、倉石町、大佐町、  
会津坂下町、鳩山町、吉川町(14区市町)

2004年 富士見市、多摩市、武生市、久喜市、八戸市、大和市、岡谷  
市、草加市、川崎市、伊賀市、大平町、関川村、愛川町、  
南河内町(14市町村)

2005年 四日市市、新見市、知立市、文京区、静岡市、中野区、足立  
区、さぬき市、熊本市、秩父市、岸和田市、  
豊田市、善通寺市、越後市、九重町、奈井江町、  
三春町(17区市町)

2006年 名張市、三鷹市、豊島区、矢祭町、遠別町  
(5区市町)

その他、検討中が88市。 青字は、東京都

## 『私 は 思 う』

小平市に移住して45年、気が付いてみると、新宿から青梅街道を蜿蜒と連なった「櫛のアーチ」の姿はなく、「かっこう」と囀る鳥の声も、整備された野火止の小川からの「せせらぎ」も消え、そこに飛び交う「蚩」も見あたらない。

都市化の虚をつくかのように変転するのは自然環境だけではない。親子関係・学校教育・青少年の生活環境・地域社会の人間関係・医療行政等々の状況を知るとき、市民生活の根幹である道徳観念・文化意識・心の豊かさがいかに欠落しているか、嘆かざるを得ない。しかし、これは他人事ではない。貧しくとも信義誠実を旨とし「人の心」を大切にす先人の教えは、時代や国を超えた人間社会の根本である。良き教えの再構成を手抜きする、場当たりの無知は許されない。「要に反り極に努む(墨場必携)」云わば、老若男女拳って根本の道に立ちかえり、新時代の改善に尽くすことこそが大切である。そこには「真の市民自治精神」も芽生えるだろう。

安全で快適な、文化的品格の高い美しい小平市を共有するためには、18万人余の全市民(市民と行政と議会)が一致団結しての不断の努力が不可欠である。このたび、市民と行政の協働による「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」が発足したのも、その一端であろう。

(70代・男性)

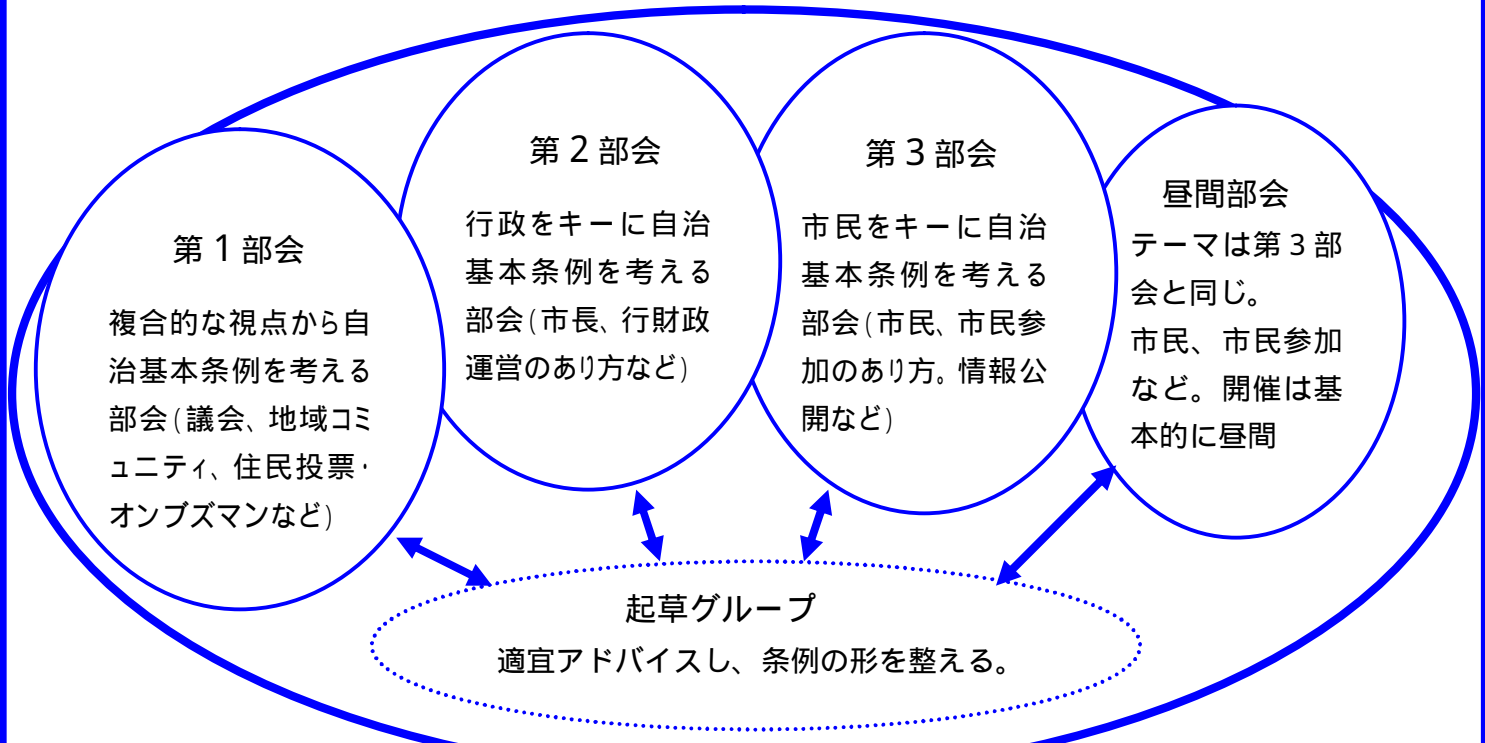


# こだいらの自治基本条例 だより

No.3

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

## いよいよ「テーマ別検討」スタート!!



9月頃までに

条例の「骨子案」を作成

10月頃から

市民意見交換会へ

市民意見の反映や関係機関との意見調整を経て

条例案完成 市長へ提出(平成20年3月の予定) 議会へ提案

**市民の会議**：自治基本条例案をつくりませんかという小平市の呼びかけで集まった市民で構成された「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」です。現在54人。まだまだ募集中。

**自治基本条例**：市とは、市民とは、市長とは、市行財政のあり方、市民参加とはなどなど、基本的な定義を市(=市民)自身で考え、決めた条例です。「自治体の憲法」などと呼ばれます。

**市民意見交換会**：出来上がった骨子案をもとに、個人、地域、団体などで行います。



ご意見、条例への思い 参加・傍聴・・・いつでも気軽にどうぞ。

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax 042-346-9513 e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp

〒187-8701 小平市小川町2-1333

## まだ、ほんの序の口ですが・・・4つの部会で話し合っていること

**第1部会**は、「市議会の役割・義務」と「地域コミュニティ(住民投票制度、オンブズマンなど)」のテーマを検討しています。

5月12日、25日と2日間にわたり、「市議会の役割・義務」のテーマを取り上げ、市議会の現状と問題点について、自由に発言し合いました。主な発言は、議員同士の討論の実態、議会の公開、議会情報の公開の現状、議会に対する市民参加の状況、議員定数・議員報酬のあり方、請願書の取り扱い、議員の専門知識などについて様々な意見が出されました。

今後は、議会のあるべき姿を議論しますが、議会のあり方、議員のあり方、住民と議会の関係のあり方などが中心的な課題になります。(K)

**第2部会**は、市行政の市長及び組織などの役割な

どを市民の目線で見つめ、考えてみたいと考えています。市の仕組みを考えてみますと、当然市長の公約などに基づいた、仕事などの役割があります。そのため新たな組織編成などを起こし市の行政組織が変更していくことは良くあることです。行政のトップである市長としての役割及び公約などの思いは何か、市民の視点に立つべくことは何かを考慮しながら、また、組織の中身の一端を掘り下げながら、部会委員が熱意を持って組織のあるべき姿など勉強し、また夫々の考え方について討議を積み重ねながら、その行政組織が市民の立場で構築されているのか、理想の組織は何かをも定義しながら闊達な論議をしながら皆様にわかりやすく、理解されていくことも大切ですし、コンパクトな組織の中にも実際働く職員のものにもなることも大切ですし、様々な課題を提案していきたいと思っています。(K)

### 第3部会 市民が主役のまちづくり

これまでは、何年かに一度市長や市会議員を選んであとは「うまくやってくれるだろう」とすべてお任せ? この10年、15年、どうもこれではうまくいかなくなってきたようです。

小平という自分たちのまちを、市民や事業者それにNPOはじめいろいろなグループが主体的に参加し、行政と協働して住みやすいまちにしていく、そのための基本的な仕組み・ルール作りをしようというのが自治基本条例づくりです。

私たちの部会は、「市民」を切り口にしてまちづくりへの市民参加、市民の役割・権利・義務、情報の公開、行政との関係(協働)やコミュニティのあり方などを討議していきます。これまでの2回の部会では熱心な意見交換と討議がおこなわれています。みなさん、今からでも参加してみませんか。歓迎します。(F)

ひるま

### 昼間部会 『せっかく市民の会に参加したの

に、いつも会議は夜ばかり』これでは、手を挙げた意味が分かりません。「子どもが学校に行っている間に参加したい」「夜は出かけにくい」と理由はいろいろあります。多様な人がもっと参加しやすい場を拓けて出来たのが昼間部会です。メンバーの話し合いで、第3部会と同じテーマの作業になりました。

条例案を作る作業は、私たち市民が本来持っているであろう権利と義務の再確認になりました。

難しく考えない! 自由に意見を出し合っていると、知らなかった小平市の実態が見えてきたり・・・。

『なんだか面白そう』と思われた方、いつでも参加をお待ちしています。(U)

## ・・・近況 & これからの予定・・・

市民の会議のホームページ立ち上げました。市のHPとはひと味違う内容です。ぜひご覧下さい。  
<http://kodaira.sblo.jp/> 今後の会議日程が見られます。「代表日記」なども載ってます。

これからの予定(進み具合で変更の可能性あり。昼間部会以外は19:00～。傍聴できます。申込みは事務局へ)

第1部会:7/14(土) 第2部会:7/18(水) 第3部会:7/21(土) 昼間部会:7/5(木 13:00)、7/13(金 10:00)、7/27(金 10:00) 全体会:6/23(土)、7/27(金) 場所等は前ページ事務局へお問い合わせ下さい。

# こだいらの自治基本条例 だより

No.4

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議

## 10・11月は、意見交換会 を開催します!!!

9月末には、市民の会議の骨子案(たたき台)が完成する予定です。そこからいよいよ<市民意見交換会>開始。いろいろな立場から、みんなで意見を出し合って、納得のいく条例案を創りたい!!

集まって、メールで、faxで、手紙で、電話で、  
条例骨子案への意見をだしてください。



< 9月末頃 > → < 10月から11月にかけて >

骨子案が  
できました~

どんどん  
意見をく  
ださ~い

意見交換会日程(地域センターなどを予定)

<昼 開催・5回・14時~16時>

10/16、10/20、10/24、11/11、  
11/24

<夜 開催・5回・19時~21時>

10/20、11/1、11/10、11/17、11/30  
変更の可能性あり。詳細は9月ニュースで。

ひとこと  
意見が言  
いたい。

こうしたら  
もっと良く  
なると思う

7, 8月

9月

10月~11月

12月

平成20年3月

テーマ別検討

骨子案づくり

意見交換会

意見反映  
条例案づくり

市長に提出

議会へ

いまは  
ここ!

市とも情報交換しながら検討中!

市民、議会、行政の  
意見を調整して条例  
案にまとめます。

ホームページ出来ました。 <http://kodaira.sblo.jp/>

「情報満載」と「迅速」。代表日記も掲載予定。たのしいHPにしていきます。  
中央図書館2階の参考室パソコンでも見られます。ぜひ一度ご覧下さい。



「意見交換会」の方法についてのご意見もお寄せ下さい。

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax 042-346-9513

〒187-8701 小平市小川町2-1333

e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp

<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml>

## 検討も2ヶ月目に入りました・・・4つの部会で話し合っていること

**第1部会**は、議会とコミュニティ問題を扱っています。6月4日、12日、23日と3回開催しています。議会については、実際に本会議を傍聴し、その感想を述べ合いました。そこでは、議会の傍聴のPR、公開のあり方、一般質問のあり方、議会運営のあり方、市民は議会を傍聴することが望まれるなど様々な意見が出されました。

それから、コミュニティについては、どう考えるのかを発言し合いました。コミュニティは地域と結びつく、結びつかない、まちづくりに必要、自治会の現状とそれとの関連、他市の「地域自治区」制度などの意見交換を行いました。

これからは、さらにコミュニティ、住民投票の問題を検討します。(K)

## 第2部会 「部会は熱を帯びた討論真最中」

討論の視点は市民の目線で、市長の役割や公約と称するマニフェストへの考え方や、実際組織を運営する役所組織のあり方、そこで働くすべての職員が地方自治の運営に民主性と効率性を確保し公正公平な行政のあり方はどうあるべきか、憲法、地方自治法、市の条例など、多くの法令を確認しながら、真摯な討論の中に、執行機関である市役所の現在の制度の機能を生かしながらも、何が必要でそのために、市民の方々に解りやすく、最低限守るべき条例の中身を作り上げることが私たちの使命と部員一同、毎回熱を帯びた討論となっています。

法令など少し解りにくいものもありますが、私たちの暮らしの多くをゆだねていくことですので、見学やご意見などいただければ幸いです。(K)

## 第3部会 ~小平らしさをもった条例に~

6月の3回の会議では、主に(市政やまちづくりへの)「市民参加」、「市民の権利・責務」といったテーマで討議が行なわれました。部会では毎回熱心な討議が行なわれています。

自治基本条例は、小平を住んでいてよかった、これからはずっと住み続けたいと思えるようなまちにしていくための基本的な制度やルールを定めようとするものです。

先日の会議で市の憲法ともいべきこの自治基本条例に、「地球環境を大切に考えるまちづくり」といった視点を、次の世代に引き継いでいくべきものとして規定したいという意見が出され、出席者のほぼ全員の賛同を得ました。これからはさらに議論を深めぜひ小平らしさをもった条例にしていきたいと考えています。メンバーとしての参加、会議の傍聴を歓迎いたします。(F)

## 昼間部会 市民参加について盛り上がっています

市民の参加には、行政が募集した委員会等への参加、市民が自発的に活動する参加、などいろいろあります。市民参加にはもちろん、差別的な対応があってははいけません。そう話していると、人権についてどう入れていくかなど意見が飛び交います。(決してけんか腰でなく、自由に発言できる状態)さて、子どもについてはどうするか?昼間部会では、子どもの参加について明記したいと考えています。また、学校教育への参加については、現在、ボランティアなど地域の人や保護者の参加が行われています。しかし、どこまで市民が入って意見が言えるのか・・・。特に教育委員会との関係は?他市・区の条例には入っていないから小平市も入れない方がいいではなく、小平市は小平市として考えていきたいと思っています。(U)

## ・・・今まで & これからの予定・・・

これからの予定 (進み具合で変更の可能性あり。昼間部会以外は19:00~。傍聴できます。申込みは事務局へ)

第1部会:8/4(土)、17(金)(両日とも19:00~)、第2部会:未定、第3部会:8/4(土)14:00~福祉会館第2集会室、昼間部会:7/27(金)10:00~市役所504会議室)全体会:7/27(金)19:00~福祉会館)問合せは事務局へ。

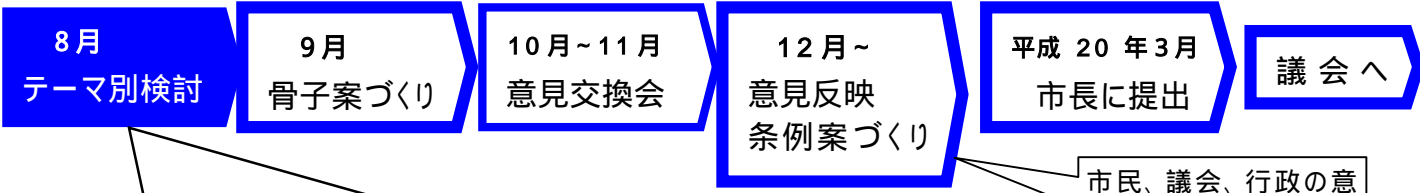
今までに開いた会議 合計79回(1回の会議が2~3時間です。)市民の会議準備会(06年8月~07年1月・10回)、世話人会(06年10月~07年1月・9回)、市民の会議(07年2月~・9回)、部会(07年5月~・延27回)、運営委員会(07年2月~・9回)、広報・起草グループ(各5回)、学習会・講演会(5回)



# こだいらの自治基本条例 だより

No.5

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議



テーマごとの検討、いよいよまとめに入る！  
 これがけっこう大変なのです。 意見百出・議論沸騰  
 たとえば・・・(案)第 条 地域コミュニティ は？



市民、議会、行政の意見を調整して条例案にまとめます。

## 地域コミュニティ ってなに?!

地域コミュニティといえば、やっぱり地域単位のものでしょうか？  
町内会とか自治会なんか思い浮かぶなあ。

いやいや、テーマ別の組織だって、ある意味コミュニティなんじゃない？

そうそう、たとえば、公園の管理をまかされたグループなんかも広い意味でコミュニティ活動だよな。

地区割りっていうんなら、もっと合理的に線引きしちゃったらどうなの？ 地図できちっと線引きしちゃうとかさ。

三鷹や武蔵野は、コミュニティセンターを中心に、地区組織を作ってるって聞いているけど。

うーん。やっぱり、地域の歴史は大切にしなくちゃ。従来の町内会も長い歴史があるんだから、むやみに組み替えるわけにはいかないよ。

コミュニティは、まず、なんで集まっているのか目的をはっきりした方が良くと思うな。そうするとどのくらいの大きさが適当か自然に決まってくるんじゃない？  
防災とか高齢者福祉とかなんか考えられるけど。

最小限の単位を決めとして、課題が起こったら、複数のコミュニティが集まって相談するとかが良いんじゃない？  
やっぱりあんまり大きな単位だと顔が見えないよ。

小学校とか中学校とかの校区を中心につくるコミュニティが良いと思うな。一番身近じゃない？

校区単位で住民の意識の「まとまり感」が生まれるかなあ。子どもも大きくなっちゃったしねえ。

自治基本条例についてのご意見お寄せ下さい。(市民の会議一同)



事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで

☎042-346-9582 fax. 042-346-9513

〒187-8701 小平市小川町 2-1333

e-mail : da0040@city.kodaira.lg.jp

http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml

# 意見交換会日程

月	日	曜日	時間	場所	電話	備考
10	17	水	14:00~16:00	上水本町地域センター	042-325-9013	託児あり
	20	土	14:00~16:00	中央公民館	042-341-0883	
			19:00~21:00	小川公民館	042-343-3620	
	24	水	14:00~16:00	大沼公民館	042-342-1888	託児あり
11	1	木	19:00~21:00	東部市民センター集会室	042-467-1211	
	10	土	19:00~21:00	鈴木地域センター	042-325-9080	
	11	日	14:00~16:00	小川西町公民館	042-343-1415	
	17	土	19:00~21:00	中島町地域センター	042-345-9010	
	24	土	14:00~16:00	東部市民センター集会室	042-467-1211	
	30	金	19:00~21:00	中央公民館	042-341-0883	
11	8	木	14:00~16:00	中央公民館・団体対象意見交換会		団体のみ
	25	日	14:00~16:00	中央公民館・団体対象意見交換会		団体のみ

団体対象以外は、どなたでも参加できます。参加される方は直接、会場へ。

託児は1歳~未修学児まで、定員9人、無料。 申込み：該当日の3日前までに042-346-9582(事務局へ)自治基本条例骨子案へのご意見は、意見交換会以外にも、**ファクシミリ、メール、電話、手紙**などで出していただけます。宛先はこのチラシ1面下段をご参照下さい。ファクシミリについては下の「ご意見記入欄」に書いて送っていただいても結構です。

## これからの予定

これからの予定 (進み具合で変更の可能性あり。傍聴参加  
できます。申込み・問合せは事務局へ ☎042-346-9582)

第2部会：8/22(水)・8/28(火)19:00~福祉会館、 昼間部会：8/24(金)10:00~市役所504会議室、  
全体会：9/1(土)・9/7(金)19:00~健康センター、9/14(金)19:00~福祉会館、9/29(土)13:30~健康センター

.....このまま切らずに fax. してください。.....

## ご意見 記入欄

宛先：fax 042-346-9513 小平市企画政策部自治基本条例担当

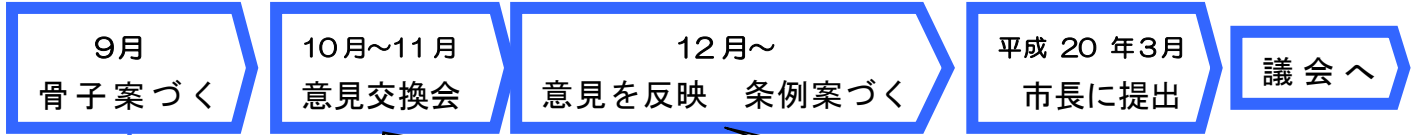
自治基本条例に期待すること

その他、なんでも

# こだいらの自治基本条例 だより

No.6

発行 小平市自治基本条例をつくる市民の会議



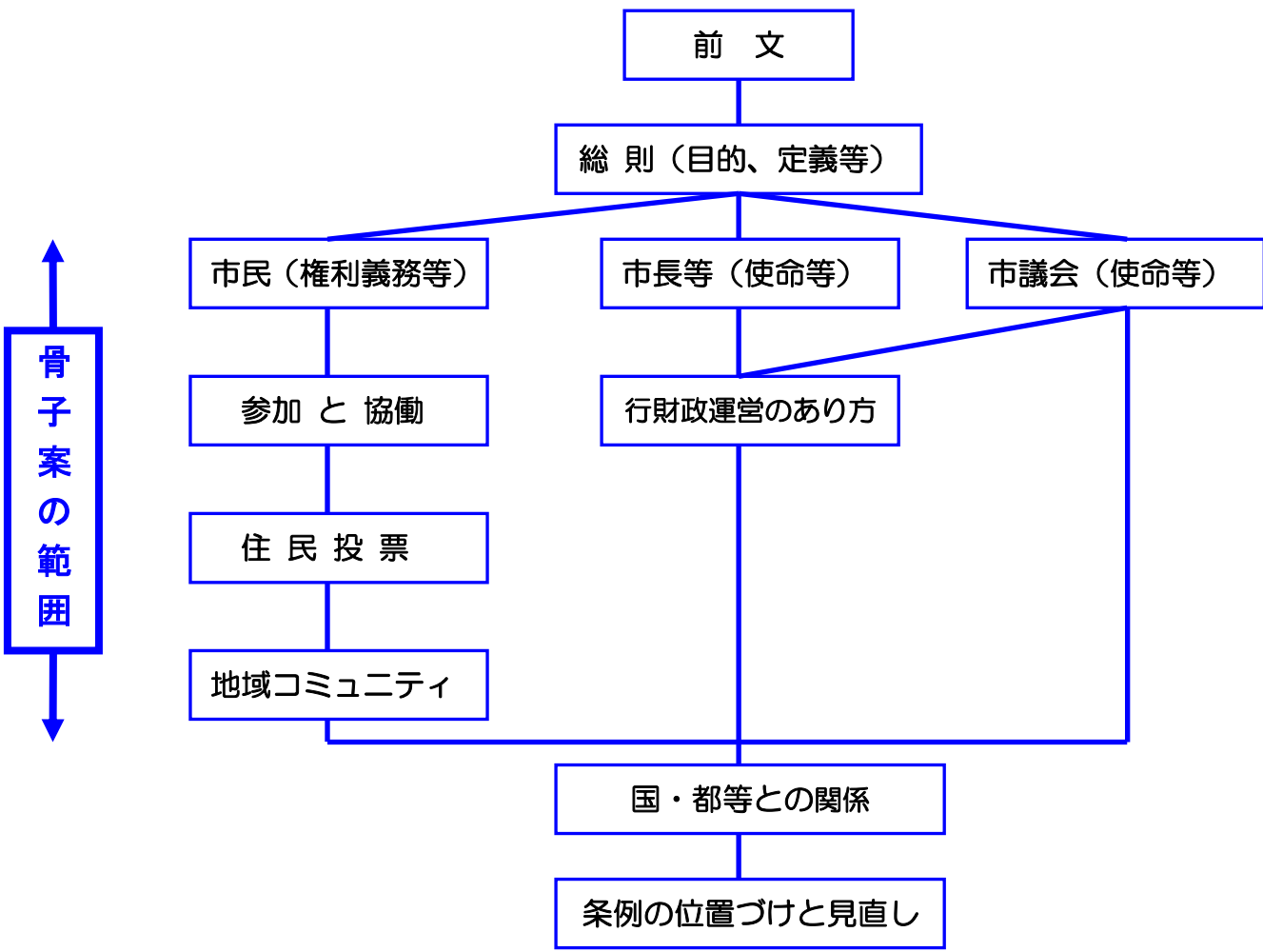
今ここ

2面に日程表を載せました。意見交換会以外にも、電話、fax、メール、手紙などで、どんどんご意見を寄せてください。(宛先：事務局 下記)

市民、議会、行政の意見を調整して条例案にまとめます。

## 条例の構造図 (案)

現在、この構造図を基に内容の詰めを行っています。9月末、骨子案が完成予定。



■ 自治基本条例について、ご意見をお寄せ下さい。(市民の会議一同)

事務局：小平市企画政策部自治基本条例担当(住田、湯澤)まで  
 ☎042-346-9582 fax. 042-346-9513 〒187-8701 小平市小川町2-1333  
 e-mail: da0040@city.kodaira.lg.jp http://www.city.kodaira.tokyo.jp/index.shtml  
 市民の会議ホームページ: http://kodaira.sblo.jp/

# 意見交換会日程

月	日	曜日	時間	場所	備考
10	17	水	14:00~16:00	上水本町地域センター	託児あり※
	20	土	①14:00~16:00	中央公民館	
			②19:00~21:00	小川公民館	
	24	水	14:00~16:00	大沼公民館	託児あり
11	1	木	19:00~21:00	東部市民センター集会室	
	10	土	19:00~21:00	鈴木地域センター	
	11	日	14:00~16:00	小川西町公民館	
	17	土	19:00~21:00	中島町地域センター	
	24	土	14:00~16:00	東部市民センター集会室	
	30	金	19:00~21:00	中央公民館	
11	8	木	14:00~16:00	中央公民館・団体対象意見交換会	団体のみ
	25	日	14:00~16:00	中央公民館・団体対象意見交換会	団体のみ

※団体対象以外は、どなたでも参加できます。参加される方は直接、会場へ。

※託児は1歳~未修学児まで、定員9人、無料。 申込み:該当日の3日前までに042-346-9582(事務局へ)自治基本条例骨子案へのご意見は、意見交換会以外にも、**ファクシミリ、メール、電話、手紙**などを出していただけます。宛先はこのチラシ1面下段をご参照下さい。ファクシミリについては下の「ご意見記入欄」に書いて送っていただいても結構です。

.....このまま切らずにfax.してください。.....

## ご意見 fax. 用

**Fax. 042-346-9513 小平市企画政策部自治基本条例担当宛**  
 ...このままお送り下さい。

市民の会議作成「項目案」について

その他、なんでも